

【令和8年度処遇改善加算 届出期限（7月以降）】

令和8年度介護職員等処遇改善加算を7月以降に新規算定する場合は、処遇改善計画書及び体制届（加算届）を下表の期限までに提出してください。

- 居宅系サービス： 訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション
- 施設系サービス：（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護

届出区分	算定開始月 区分変更月	届出種別	サービス種別	提出期限
新規	7月	体制届	居宅系サービス	6/15
		計画書	施設系サービス	7/1
			全サービス	6/30
新規	8月	体制届	居宅系サービス	7/15
		計画書	施設系サービス	8/1
			全サービス	6/30
新規	9月	体制届	居宅系サービス	8/15
		計画書	施設系サービス	9/1
			全サービス	7/31
新規	10月	体制届	居宅系サービス	9/15
		計画書	施設系サービス	10/1
			全サービス	8/31
新規	11月	体制届	居宅系サービス	10/15
		計画書	施設系サービス	11/1
			全サービス	9/30
新規	12月	体制届	居宅系サービス	11/15
		計画書	施設系サービス	12/1
			全サービス	10/31
新規	1月	体制届	居宅系サービス	12/15
		計画書	施設系サービス	1/1
			全サービス	11/30
新規	2月	体制届	居宅系サービス	1/15
		計画書	施設系サービス	2/1
			全サービス	12/31
新規	3月	体制届	居宅系サービス	2/15
		計画書	施設系サービス	3/1
			全サービス	1/31

※地域密着型サービスについては、指定権者である区市町村へご提出が必要です。

※介護予防・日常生活支援総合事業については、指定権者である区市町村へご提出が必要です。

※障害サービスについては、障害者施策推進部（03-5320-4230）にお問い合わせください。